

株式会社カインドケア 身体拘束等の適正化のための指針

制定 令和4年4月

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援・介護に努める。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

身体拘束の廃止及び適正化に向けて、法人内に身体拘束適正化検討委員会を設置するとともに、身体拘束適正化対応策の担当者を決める。なお、虐待防止委員会との一体的な運用とする。

- (1) 委員会の構成は、虐待防止委員会と同様とする。
- (2) 委員会の検討事項は、次の通りとする。
 - ① 身体拘束等について報告するための様式の整備
 - ② 身体拘束等について報告された事例の集計と分析
 - ③ 事例ごとの身体拘束等の発生原因、結果等のとりまとめ及び当該事例の適正化と適正化策の検討。
 - ④ 適正化策を講じた後の検証
- (3) 委員会は年1回以上虐待防止委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- (4) 検討結果は従業員全員に周知徹底する。
- (5) 委員会はテレビ電波装置等を活用して行うことが出来る。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を実施する。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者名簿等を記録し、保存する。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告する。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委員会を招集する。

5, 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なわなければならない場合は、以下の手順に添って実施する。

(1) 個別支援会議(カンファレンス)の実施

・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を洗濯する前に、以下の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素をすべて満たしているかどうか検討・確認する。

- ①「切迫性」利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされ可能性が著しく高い事。
 - ②「非代替性」身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。
 - ③「一時性」身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。
- ・要素を検討・確認したうえで身体拘束等を洗濯した場合、は、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等について十分に検討する。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

・身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者本人や家族にできる限り詳細に説明し、十分な理解を得ることに努め、同意を得る。

(3) 記録と再検討

所定の書式により、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を介助する。その場合には家族に報告する。

6, 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容について利用者及びその家族等が閲覧できるよ、事業所に備え付けるものとする。また、当社のホームページに掲載し、常時閲覧が可能な状態とする。

7, そのた身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下の事に取り組む。

- (1) 利用者が主体的に王道し、尊厳ある生活を送れるよう支援する。
- (2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- (3) 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に努める。

- (4) 利用者の安全の確保として、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンスなどで検討する。
- (5) 「やむを得ない」と身体拘束に繋がる恐れのある行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援。介護をおこなう。

附 則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社カインドケア

令和4年4月1日

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1）

_____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断される時。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断される時。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

株式会社カインドケア
管 理 者
サービス提供責任者

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 _____

ご本人との続柄 _____

（参考）身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）（様式2）

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年	月	日	解除日	年 月 日

検討参加者					
記録者		次回検討予定	月	日頃	

切迫性があるか	はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
拘束等の種類		
4点柵 つなぎ ミトン 車椅子後ろブレーキ 車椅子+テーブル その他（ ） ※具体的に		

拘束等の時間帯

臥床時 24 時間 経管注入時 車椅子座位時

その他 () ※具体的に

身体拘束経過記録（様式3）

実施日	年 月 日 ()	記録者	
-----	-----------	-----	--

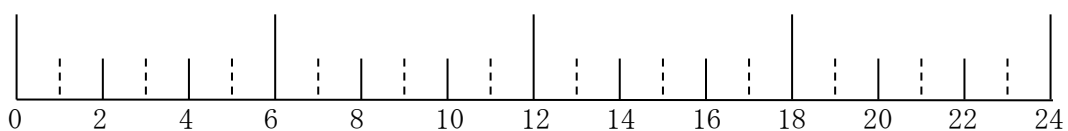
実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左	興奮	
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つなぎ		訴え	
4点柵			
薬剤		皮膚症状	
車椅子	後ろブレーキ ベルト		
施錠		その他	
その他			

緊急やむを得ない理由

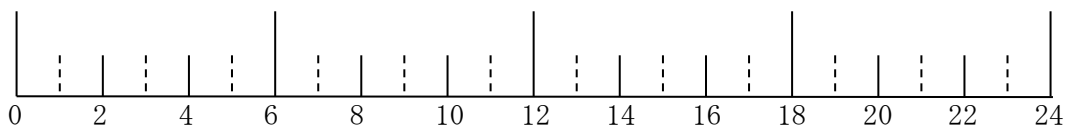
--

実施時間（開始● 解除○）

身体拘束等内容 ()



身体拘束等内容 ()



身体拘束等内容 ()

